公　　告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第１１条第３項の規定によって、大規模小売店舗の承継の届出があった。

令和８年１０月２８日

廿日市市市長　松　本　太　郎



1　大規模小売店舗の名称及び所在地

(1)　名称

Ａコープファーマーズみやうち

(2)　所在地

廿日市市宮内四丁目１１１０番１　外

2　大規模小売店舗の承継があった年月日

令和８年１０月５日

3　大規模小売店舗の届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（承継前）　ＪＡ全農Ａコープ株式会社
代表取締役　山崎　智弘
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目２番地３

（承継後）　株式会社フジ
代表取締役　山口　普
愛媛県松山市宮西一丁目２番１号

4　大規模小売店舗の承継の理由

所有権の譲渡

5　大規模小売店舗内の承継に係る店舗面積

１，８４６㎡（２，６５１㎡のうち）

6　届出年月日

令和８年１０月２３日

7　届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1)　縦覧場所

廿日市市産業部産業振興課（廿日市市下平良一丁目１１番１号）

(2)　縦覧期間

令和８年１０月２８日から令和９年２月２８日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。

(3)　縦覧のできる時間帯

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

8　意見書の提出

法第８条第２項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1)　提出期限

令和９年２月２８日

(2)　提出先

廿日市市産業部産業振興課